

公益通報のうち是正措置を行う必要があるものの概要<知事部局等>

<令和元年度>

受付窓口	通報内容（概要）	処理状況（概要）
弁護士窓口	休暇や出退勤の手続に関する不適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・被通報者へ、欠勤相当分の報酬を返納させた。 ・被通報者へ休暇や出退勤等の手続の適正処理、所属長へ部下職員の勤怠管理の徹底を、それぞれ指導した。

<令和2年度>

受付窓口	通報内容（概要）	処理状況（概要）
弁護士窓口	会計年度任用職員の通勤手当の不正受給	<ul style="list-style-type: none"> ・被通報者へ口頭注意を行い、不正受給に該当する部分を返納させた。 ・会計年度任用職員に対して所属長が通勤定期券等と通勤届を照合する。また、運営会議やミーティング等を通じて職員へ制度の周知徹底や注意喚起をする。
全庁窓口	届出のされていない、家族が運転する自家用車での出退勤	<ul style="list-style-type: none"> ・被通報者へ、自家用自動車通勤に関する適正な取扱い及び申請等について指導した。 ・自家用自動車通勤に関する適正な取扱い及び申請等について、所属内へ周知した。